

## 盛岡広域産業成長推進協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、盛岡広域産業成長推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本協議会は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。通称「地域未来投資促進法」）に基づき岩手県が市町村とともに策定した基本計画を踏まえ、盛岡広域の産学官金が連携した取り組みを推進し、盛岡広域の特性を活かした産業の集積や成長を図ることを目的とする。

### (協議会)

第3条 協議会は、目的に賛同する教育機関、研究支援機関、民間団体、金融機関・ベンチャーキャピタル、行政機関その他の団体をもって構成する。

2 委員は、構成団体の代表者又はその代理として当該団体のうちから当該団体が指定した者をもって充てる。

### (事業)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 盛岡広域における産業の集積促進に資する事業
- (2) 盛岡広域における産業の成長に資する事業
- (3) 前各号のほか、協議会がその目的を達成するために必要があると認めた事項

### (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2 会長は、委員の中から互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の財務を監査する。

7 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、委員からの委任状をもって、出席に代えることができる。

- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じて、委員以外の者をオブザーバーとして出席させ、意見を求めることができる。

(企画会議)

第7条 協議会に、効果的な事業の推進を図るため、企画会議を設置することができる。

- 2 企画会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第8条 協議会は、構成団体の連携を推進するため、必要に応じて特定の事業や分野ごとに部会を設置することができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、別表に掲げる機関に設置する。

(経費)

第10条 協議会の経費は、負担金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会の決算については、監事の監査を経なければならない。

(会計)

第12条 会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第13条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監事であった者がこれを監査する。

(補則)

第14条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年6月6日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、設立の日から令和5年3月31日までとする。

別表（第9条関係）

盛岡広域産業成長推進協議会事務局構成機関

	機関名
1	盛岡市
2	八幡平市
3	滝沢市
4	雫石町
5	葛巻町
6	岩手町
7	紫波町
8	矢巾町
9	盛岡広域振興局